

17) 第Ⅰ期事業で環境影響評価をしていたにも関わらず、その後の環境汚染がカバーできなかった理由は？

【回答】

排水基準を超えたものとして工場からの鉛の流出がありましたが、これは、貯留ヤード棟に堆積したスラグに付着していた水砕水（溶融スラグを冷却、凝固させるための水＝鉛を含んでいます。）が、降雨時に貯留ヤード棟前面の雨水排水溝へ流れ出て、鉛が工場外に流出したものです。

事業者が対策を講じ、現在、鉛等が雨水排水口へ流出することはございませんが、今後は、このようなことが二度と起こらないよう、資源循環工場各社に対して、徹底した管理体制を求めるとともに、監視体制を強化しております。

18) 第Ⅰ期事業の環境影響評価事後調査結果の全内容をお知らせください。

【回答】

彩の国資源循環工場整備事業に係る事後調査書は、環境影響評価書に記載されているとおり、平成20年11月の事後調査書の提出を目指して調査を進めています。

彩の国資源循環工場廃棄物処理施設建設事業に係る事後調査は環境影響評価書に記載されているとおり、稼働開始時と定常状態の2時点で行うこととしています。現在、施設の稼働開始時の事後調査書を取りまとめ中であり、取りまとめが終わりしだい、公告・縦覧する予定です。

19) 第Ⅰ期事業での環境影響評価による周辺大気調査地点がその後変更されました。当初の地点の設置理由とその後の変更理由は？

【回答】

環境影響評価での大気質の調査地点については、計画地に隣接している住宅地のうち、寄居町側1地点（オリエンタル火工舗所有地前）、小川町側1地点（深田地区内）、及び鉢形小学校、天神社前の2地点を選定しています。

事後調査地点は、環境影響評価書において、計画地から遠く影響が軽微であると予測された鉢形小学校及び天神社前を、計画地により近い、埼玉県立小川げんきプラザ、五の坪集落農業センター内を調査地点に変更しています。

20) 第Ⅰ期事業での関係地区が当初3地区でしたが、その後5地区に増えました。当初の設定理由とその後の変更理由は？

【回答】

ご質問の趣旨が環境影響評価に関することですので、環境影響評価の関係地域についてお答えします。彩の国資源循環工場整備事業に係る環境影響評価書において、第Ⅰ期事業に係る環境に影響を及ぼす地域として、計画地から半径3km以内の寄居町、小川町、花園町（現深谷市）、東秩父村の4地域があげられています。

また、彩の国資源循環工場廃棄物処理施設建設事業の環境影響評価書においても、同じ4地域があげられています。

21) 環境影響評価は4季行う定めですが、第Ⅰ期事業での環境影響評価は3季のみであった理由は？

【回答】

彩の国資源循環工場環境影響評価書に記載されているとおり、大気質4季、気象4季、水質4季、水象4季と決められた季数で調査を実施しています。

22) 第Ⅰ期事業の環境影響評価での排気拡散予測に、山地気象に不適なブルーム・パフ式を使用した理由は？

【回答】

環境省の廃棄物処理施設生活環境調査指針(H18.9)に一般的な大気拡散式として、有